

報道関係者各位

令和5年6月1日
山梨県 子育て支援局 子ども福祉課
課長 篠原 孝男
電話 055-223-1459 (内線 3430)

「子どもの権利相談室 やまなしスマイル」の開設について

1 概要

- 県では、令和4年3月に制定されたやまなし子ども条例に基づき、「山梨県子ども支援委員会」を設置し、「子どもの権利相談室 やまなしスマイル」をスタートさせます。
(※)「山梨県子ども支援委員会」とは、子どもの権利侵害の救済を図るための知事の附属機関であり、子どもや保護者からの救済の申出に基づき、権利侵害の解決のための活動を行います。
- 「子どもの権利相談室 やまなしスマイル」は、子どもの権利擁護に関する相談窓口としていじめや虐待、体罰など、すべての子どもに対する権利侵害の救済に向けた支援を行う窓口です。

2 開設日

令和5年6月1日(木)

3 相談受付時間

- ① 月曜日～木曜日… 午後1時～午後6時
- ② 金曜日 … 午後1時～午後8時

4 相談体制

・子ども福祉課内に相談員2名(男女1名ずつ)が常駐し、対応します。

5 相談方法

TEL : 055-225-3958

FAX : 055-223-1509

e-mail : kodomo-kenri@pref.yamamashi.lg.jp

※ 事前にご予約頂ければ、対面での相談も可能です。

6 相談内容等

- ・学校内や家庭内でのトラブル、勉強や将来に対する不安、日常の中の困りごとなど、あらゆる相談に応じます。
- ・子どもだけでなく、保護者や教職員、施設職員など、子どもに関わる大人からの相談も受け付けます。

子どもの権利相談室やまなしスマイルで

相談ができる人



「子ども」「保護者」
「子どもに関わる関係者」

(親戚、教職員、施設職員、近隣住民など)

こんな時に子どもの権利相談室やまなしスマイルを使うことができます。

例えば

子どもに関する学校や家庭、習い事、
バイト先などでの悩み

- クラスメイトに嫌がらせをされる・仲間はずれにされる・無視される・いじめられる
- 自分の意見だけいつも聞いてもらえない
- 物を盗まれる・物を壊される・お金を要求される
- SNSで悪口を言いふらされる
- 暴力をふるわれる・セクハラをされる
- きょうだいと比較される・きょうだいばかり可愛がられる
- 容姿をばかにされる
- 親の干渉が激しい
- 家に閉じ込められる・家から追い出される
- ご飯を食べさせてもらえない・服を洗濯してもらえない
- 家族の世話や家事をさせられる・学校や部活を休まされる
- サービス残業させられる
- バイト先でのパワハラ

例えば

子どもに関する日常生活での悩み

- 将来が不安
- 勉強がまったく手につかない・勉強についていけない
- 犯罪に巻き込まれたかもしれない・犯罪をしてしまったかもしれない
- 人と話すことが苦手・集団に入ることが苦手
- 容姿や体型にコンプレックスがある
- ただ話を聞いてもらいたい

どんな小さな悩みでも、
相談することができます。



相談先

電話・メール等で相談を受け付けます。
相談室に直接来室して相談することも可能です。
事前に電話で予約してください。

☎ 055-225-3958

☎ FAX 055-223-1509

✉ kodomo-kenri@pref.yamanashi.lg.jp

子どもの権利相談室 やまなしスマイル

[山梨県子ども支援委員会]

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1
山梨県子育て支援局 子ども福祉課内

[相談受付時間]

月曜日～木曜日

🕒 午後 1 時～ 6 時

金曜日

🕒 午後 1 時～ 8 時



山梨県は子どもの権利とスマイルを守ります!



子どもの 権利相談室

やまなしスマイル

[やま★スマ]



テル



メル

山梨県



子どもの権利相談室 やまなしスマイルとは



やま★スマ

山梨県は令和4年3月に子どもを権利侵害から守るため、やまなし子ども条例を制定しました。この条例に基づき、子どもからの相談を受け付けるための窓口として、子どもの権利相談室やまなしスマイルが作られました。

子どもの権利相談室やまなしスマイルは、山梨県子ども支援委員会と一体となって、いじめや虐待、体罰など、全ての子どもに対する権利侵害の解決に向けた支援を行います。

学校内や家庭内でのトラブル、勉強や将来に対する不安、日常の中の困りごとなど、あらゆる相談に応じ、子どもの悩みがなくなるまで子どもの意見をくみ取り、寄り添いながら支援します。また、子ども本人からだけでなく、保護者や教職員、施設職員、近隣住民など、子どもに関わる大人からの相談も受け付けます。



子どもの権利相談室やまなしスマイルの 相談から解決までの流れ



困っていること、悩んでいることがある

相談

電話、メール等での相談
やま☆スマの調査相談員が受け付けます。

相談の内容により助言や関係機関への
情報提供などを行います。

子どもが救済を希望する場合

救済の申出

山梨県子ども支援委員会への救済の申出

申出の受付

委員が権利侵害の内容や
解決方法に関する希望を聴き取ります。

解決方法を考えます

子ども支援委員会の委員全員で、
解決方法を協議します。

調整活動

相手方や子どもと関わる関係機関へ
聴き取りを行うなど、調整活動を行います。

報告

調整活動の結果を子どもへ報告します。

山梨県子ども支援委員会とは

子どもの権利を守るため、やまなし子ども条例に基づき設けられた知事の附属機関です。児童福祉、教育、法律などの専門家で構成され、子どもや保護者からの救済の申出に基づき、権利侵害の解決のための活動を行います。